

広島県告示第三百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成三十年四月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

廿日市市大野字経小屋一八一四の一六（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局森林保全課及び廿日市市役所に備え置いて縦覧に供する。）